

第 13 章 廃棄物

社会経済の進展や生活様式の変化により、廃棄物は年々増加し、環境に対しても様々な影響を与えるようになった。

このため、廃棄物の処理責任を明確にするとともに処理体系を整備し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として、昭和 45 年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）が制定された。

廃掃法では、廃棄物は排出体系から一般廃棄物、産業廃棄物及び特別管理（一般・産業）廃棄物に分類される。このうち、一般廃棄物は家庭などから排出されるごみやし尿とされ、産業廃棄物は事業活動に伴って発生する燃え殻、汚泥など 20 種類に限定している。特別管理廃棄物とは爆発性、毒性、感染性等の有害特性を有し、人の健康や生活環境に係る被害が生じるおそれのある廃棄物である。

また、一般廃棄物は市町村に処理責任があり、産業廃棄物は事業者が自ら適正処理することを義務付けている。

なお、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムは、ごみ排出量の増大や質の多様化、最終処分場の逼迫や不法投棄などを生み出し、大きな問題となっている。近年は、限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減した資源循環型社会に転換するという意識が高まる中で、ごみの減量化・リサイクルの推進が重要な課題となっている。

第 1 節 一般廃棄物

1 一般廃棄物の現況

(1) 一般廃棄物処理計画

廃掃法第 6 条第 1 項では、市町村は一般廃棄物

処理計画を定め、それに従って一般廃棄物を適正に処理するよう規定している。

本市においては、平成 26 年 3 月に平成 35 年度を目標年次とした「君津市一般廃棄物処理基本計画」を定めた。この計画は、長期的視点に立った一般廃棄物処理の基本方針とするもので、ごみ処理と生活排水処理に係る基本的方向を定めている。

ごみ処理に関しては、①市民・事業者・行政の協働による循環型社会の構築、②循環型社会のシステムづくりの二点を基本方針に掲げ、平成 35 年度までに 1 人 1 日当たりのごみ排出量を 900 g / 人・日（平成 24 年度実績 999 g / 人・日に対して約 10%削減）とする減量化目標と、リサイクル率を 29.9%とする再資源化目標を設定した。

生活排水処理に関しては、①生活排水処理施設の整備・普及、②生活排水処理施設の利用促進の二点を基本方針に掲げ、平成 35 年度までに生活排水処理率を 70%以上とすることを目標に定めた。

(2) ごみ処理の現況

ごみ排出量の推移を表 13-1 及び図 13-1 に、リサイクル率の推移を図 13-2 に示す。

本市では、ごみの減量化とリサイクルを推進するため、平成 12 年 10 月からごみの指定袋制度を柱とした新たなルールをスタートさせた。

そして、さらなるごみ減量化を進めるため、平成 28 年 4 月からは指定ごみ袋を 1 枚目から有料とする「単純従量制」を実施している。

平成 29 年度のごみ排出量は 28,670 t となり、平成 28 年度（29,526 t）と比較すると、856 t の減少となり、約 2.9%が削減されている。

また、資源ごみの分別収集、直接溶融炉から発生するスラグ等の再資源化等により、平成 27 年度のリサイクル率は 24.5%で、県内自治体の中では 6 番目に高く、県全体のリサイクル率（22.7%）を上回っている。

(表 13-1) ごみ排出量の推移

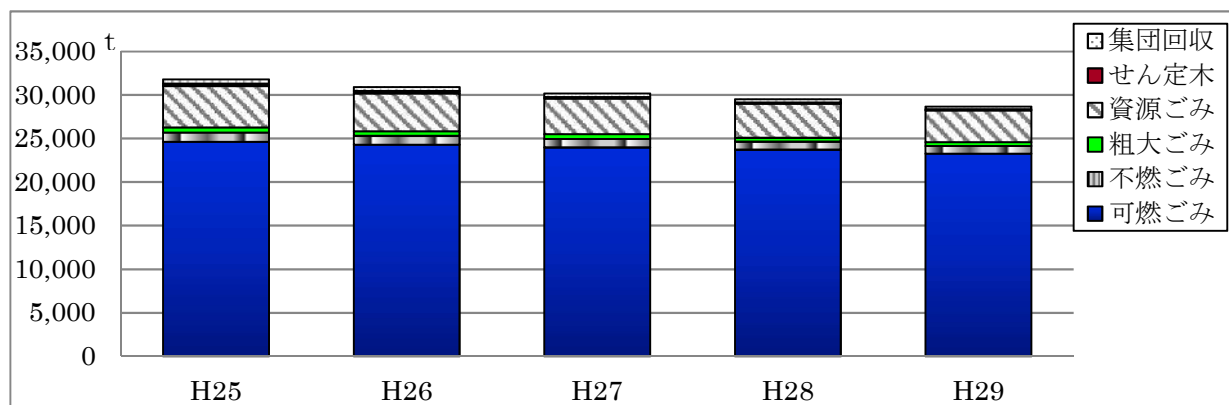
	H25	H26	H27	H28	H29
可燃ごみ	24,616	24,291	23,982	23,727	23,261
		-1.3%	-1.3%	-1.0%	-2.0%
不燃ごみ	1,084	1,018	984	917	885
		-6.1%	-3.3%	-6.8%	-3.5%
粗大ごみ	569	518	541	440	447
		-9.0%	4.4%	-18.7%	1.6%
小計	26,269	25,827	25,507	25,084	24,593
		-1.7%	-1.2%	-1.7%	-2.0%
資源ごみ	4,773	4,364	4,092	3,935	3,626
		-8.6%	-6.2%	-3.8%	-7.9%
せん定木	253	263	157	131	134
		4.0%	-40.3%	-16.6%	2.3%
小計	5,026	4,627	4,249	4,066	3,760
		-7.9%	-8.2%	-4.3%	-7.5%
集団回収	496	460	416	376	317
		-7.3%	-9.6%	-9.6%	-15.7%
合計	31,791	30,914	30,172	29,526	28,670
		-2.8%	-2.4%	-2.1%	-2.9%

備考： 1 上段は排出量（単位：t）、下段は前年度比減量化率。

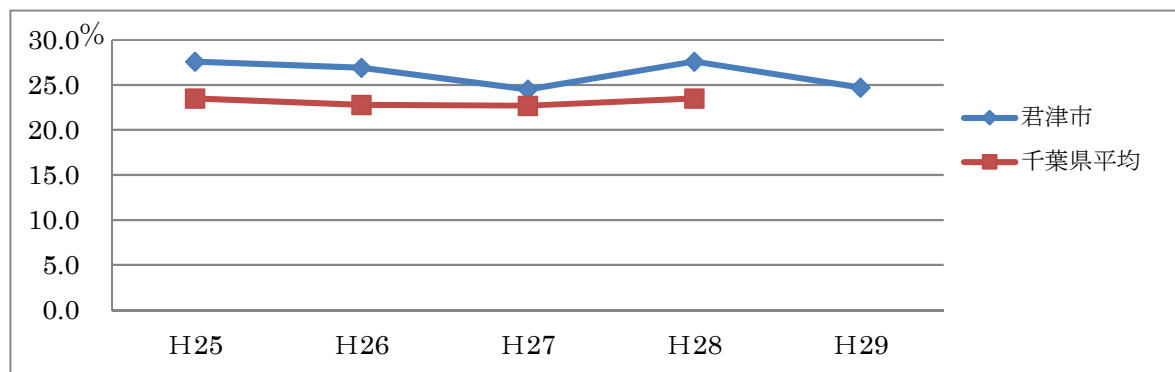
2 可燃ごみにはし尿脱水汚泥を含む。

3 不燃ごみには有害ごみ（乾電池等）を含む。

(図 13-1) ごみ排出量の推移



(図 13-2) リサイクル率の推移（年度比較）



(3) 君津地域広域廃棄物処理事業

本市を含めた君津地域4市の一般廃棄物の処理については、平成10年に4市と民間3社が出資して(株)かずさクリーンシステムを設立し、平成14年4月から直接熔融・資源化システムによる広域処理を開始した。

同施設は、ダイオキシン等の有害ガス成分の発生抑制に優れ、他方式に比べ処理対象物の制約も少なく、最終処分量も大幅に削減されるものである。1日当たりの処理能力は、当初200t（100t×2炉）であったが、第2期工事として125t炉

を2炉増設したことにより、平成18年4月からは450tとなっている。

本市では、資源化できるごみ以外のもの（不燃ごみと粗大ごみの破碎残渣、可燃ごみ、し尿脱水汚泥）を処理委託している（表13-2）。また、熔融時に生成されるスラグやメタルは、舗装用骨材や重機のカウンターウエイトなどに再利用されている。これにより、従来の焼却処理と比べて再資源化が進み、搬入量に対する最終処分率は3.7%程度となっている。

(表13-2) かずさクリーンシステムへの搬入量

(単位：t)

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
搬入量（君津市分）	26,849	25,645	25,378	25,095	24,795	24,386
区 分	可 燃	26,108	24,951	24,805	24,640	23,446
	不燃・粗大残渣	407	372	347	298	574
	し尿脱水汚泥	334	322	226	157	366
搬入量（4市分総量）	110,269	109,113	107,816	108,449	108,775	108,012

(4) し尿処理の現況

生し尿と浄化槽汚泥の収集・運搬は、許可業者5社で業務に当たり、君津市衛生センター（昭和48年10月稼働）において中間処理を行っている。

平成29年度におけるし尿処理量は、19,971kℓであった（表13-3）。

(表13-3) し尿処理量の推移

(単位：kℓ)

年度	生し尿	浄化槽汚泥	合 計
H25	2,008	18,023	20,031
H26	1,875	17,473	19,348
H27	1,919	18,111	20,030
H28	1,814	18,453	20,267
H29	2,010	17,961	19,971

備考：1 浄化槽汚泥量には、農業集落排水施設からの汚泥を含む。
2 大和田団地大型合併処理浄化槽汚泥は含まない。

(5) 合併処理浄化槽補助金制度

河川や湖沼、海域など公共用水域の水質保全と良好な生活環境づくりを進めるため、公共下水道等の計画区域外で合併処理浄化槽を設置する場合、市は、設置者に対して補助金を交付している。

当該補助制度は平成4年度から始まり、平成29年度末までの延べ補助基数は1,516基となっている。

2 資源循環型社会づくり

(1) ごみの減量化・リサイクルへの取組み

① 君津市廃棄物減量等推進員

市民や自治会等との綿密な連携の下に、地域に密着したごみステーションの清潔の保持、ごみの減量化及びリサイクルを推進していくためのボランティアリーダーとして、君津市廃棄物減量等推進員（445名）を委嘱している。

② 資源ごみ回収事業推進協力団体交付金

家庭から排出される資源ごみの分別収集活動を行っている自治会に対して、ごみステーションの管理に必要な備品・消耗品等の購入費や環境美化の啓発費として、収集量1kg当たり2円の交付金を交付している。

③ 資源ごみ集団回収推進事業助成金

家庭から排出される資源ごみの集団回収活動を行っている自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、PTA等の市民団体に対して収集量1kg当たり2円、資源回収業者の組合に対して収集量1kg当たり1円の助成金を交付している。

④ 家庭用生ごみ処理機購入費の助成制度

ごみの減量化対策の一環として、平成12年度から家庭用生ごみ処理機（機械式）を購入する場合、その費用の一部を助成している。

購助成対象は発酵、乾燥等の方法により、その容量を減少化、又は堆肥化できる家庭用の機械であり、助成金額は購入額の1/2（限度額20,000円）としている。

⑤ 生ごみ肥料化容器購入費の助成制度

生ごみの減量化対策として、生ごみ肥料化容器（コンポスト容器、EM容器）を購入する方に対して、助成金を交付している。助成金額は購入額の1/2（限度額3,000円）としている。

(2) 環境美化の推進

① 君津市環境美化推進員

地域の環境美化の促進及び美観の保護に資する自主的奉仕活動を推進するため、君津市環境美化推進員（445名）を委嘱している。

② 環境美化の日の制定

空き缶やごみ等の散乱を防止し、よりよい地域環境を作るために「君津市まちをきれいにする条例」に基づき、毎年5月30日を基準日として、この日を中心とした前後の日曜日を「環境美化の日」と定め、「散乱ごみ一掃クリーン作戦」を実施している。

第 2 節 産業廃棄物

事業活動に伴って生じる産業廃棄物は、排出事業者が自ら処理するか、自ら処理できない場合には、許可を得た産業廃棄物処理業者に委託して適正に処理することとされている。

また、処理業（収集運搬業、処分業）を行う場合は、知事の許可を受けなければならないこととされている。処理業者は、排出事業者が自ら行うべき処理を補完する立場にあり、委託された廃棄物を適正に処理する責務がある。

本市における産業廃棄物処理業者数を表 13-4 に示す。

国は、平成 2 年 5 月に「建設廃棄物処理ガイドライン」を策定し、産業廃棄物の処理を処理業者

に委託する際に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を作成することを義務付けた。

しかしながら、産業廃棄物の処理を巡っては、不法投棄や屋外焼却行為、最終処分場の残余容量の不足、処理施設の新設にあつては周辺住民等の理解、自然環境に与える影響など、様々な問題を抱えている。

本市では、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」、「千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例」及び「千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例」に関して千葉県と協定書を締結し、立入検査証の交付を受け、事業場の立入検査や不法投棄の監視パトロール等を実施している。

（表 13-4） 市内の産業廃棄物処理業者数

（平成 29 年 4 月 1 日現在）

許可の種類	収	収・特	収・中	収・特・中	中	最	計
処理業者数	54	1	3	1	2	1	62

備考：「収」は収集・運搬業、「特」は特別管理産業廃棄物処理業、「中」は中間処理業、「最」は最終処分業

第3節 不法投棄等

1 不法投棄

廃棄物の不法投棄は、周辺に民家等がない山間部の道路沿線や土地の管理が十分でない空き地で多く見られる。

本市では、平成2年10月に「君津市不法投棄監視員設置要綱」を制定し、市民の中から委嘱した10名の不法投棄監視員が市内を定期的に巡回し、不法投棄等を発見した場合は市に通報いただく仕組みを構築した。

また、平成15年4月からは、元警察官等を環境監視員として配置し、現在は2名体制で夜間も含めたパトロール等を行い、廃棄物の不法投棄や不適正処理の監視及び行為者に対する調査、指導を行っている。

市では、ほかにも不法投棄監視ウィーク（6月

中旬頃）や年末廃棄物不法投棄防止運動の際にもパトロールを実施している。

さらに、平成26年度からは、移動式の監視カメラを導入し、不法投棄多発区域を重点として監視を強化している。

なお、投棄者が判明した場合は、警察署と連携して厳しく対処するとともに、投棄者不明の場合は、土地所有者等に対して管理の徹底と、新たな不法投棄場所とならないための防護柵設置など、再発防止対策について要請している。

不法投棄報告件数を表13-5及び図13-3に示す。

不法投棄の報告件数は、平成28年度から減少傾向に転じており、平成29年度は61件であった。

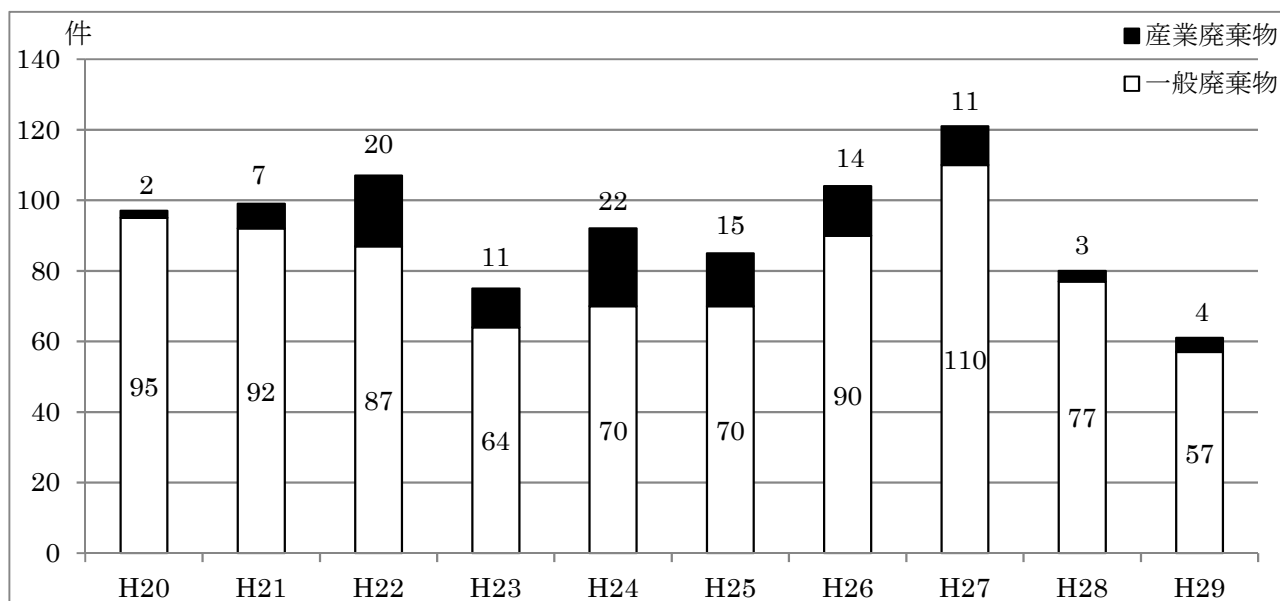
廃棄物の種別については大半が一般廃棄物であり、産業廃棄物については少ない状況である。

（表13-5） 廃棄物不法投棄報告件数

（単位：件）

種 別	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	不法投棄 監視員	苦 情 受 付	監 視 カメラ	不法投棄 監視員	苦 情 受 付	監 視 カメラ	不法投棄 監視員	苦 情 受 付	監 視 カメラ
1 一般廃棄物	50	60	0	34	43	0	31	26	0
粗大ごみ	27	31	0	16	20	0	20	12	0
粗大ごみ 以 外	23	29	0	18	23	0	11	14	0
2 産業廃棄物	3	8	0	1	2	0	2	2	0
建設廃材	2	3	0	0	1	0	1	0	0
金 属 類	0	0	0	0	0	0	0	1	0
タ イ ヤ	1	2	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	3	0	1	1	0	1	1	0
総 数	121			80			61		

(図 13-3) 不法投棄報告件数の推移



2 放置自動車

路上や山間部、空き地等に長期間放置された自動車は、安易な撤去ができず、様々な障害を引き起こす。

このため、本市では平成 15 年 3 月に「君津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」を制定した。

条例では、放置自動車の通報を受けた場合は必要な調査を行い、放置自動車廃物判定委員会の判定を受けた上で処分等を行うこととしている。

条例による放置自動車の年度別受付台数は図 13-4 のとおりで、平成 22 年度以降は放置自動車の受付はない。

(図 13-4) 年度別受付台数

